

6月23日～29日は男女共同参画週間です！

国では、毎年6月23日から29日を「男女共同参画週間」としています。『男女共同参画社会基本法』の目的や基本理念について理解を深めることを目指し、さまざまな取り組みが全国各地で行われます。

今年度は「人材の育成・ネットワークの形成」を軸とした取り組みを進めるためのキャッチフレーズの募集が行われ「誰でも、どこでも、自分らしく」が最優秀作品に選ばれました。

男女共同参画週間キャッチフレーズ
誰でも、どこでも、自分らしく



男女共同参画パネル・ポスター展示

町では、男女共同参画パネル・ポスターの展示を実施します。

テーマ 多様な性 知っていますか？

日程 6月11日(水)～17日(火) ※土・日曜日を除く

テーマ 男女共同参画

日程 6月19日(木)～25日(水) ※土・日曜日を除く

場所 役場1階ロビー

関人権推進課 ☎581・2121内線252)

ご活用ください！ 赤ちゃんの駅設置補助制度

赤ちゃんの駅は、誰でも自由におむつ替えや授乳ができるスペースの愛称です。町では、小さなお子さん連れの方が安心して外出できる環境づくりを推進するため、おむつ替えや授乳のための備品を整備・増設する事業者等を対象に、整備費用の補助をしています。

▼対象／おむつ替えや授乳ができるスペースと設備等を、無償で提供できる施設の所有者等

▼補助対象費用／おむつ交換台、授乳用いす、調乳用給湯機器、カーテン・パーテーション類、ダストボックスの購入費用と関連工事費用

▼補助金額／右記費用の全額

※上限額10万円

▼手続き／備品を整備する前に、申請書子育て支援課へ提出してください。申請書は町公式ホームページから取得できます。

関子育て支援課

☎581・2121内線204)



令和7年度 児童手当のお知らせ

支給日

原則として、偶数月の10日(土・日曜日、祝日の場合はその前日)の年6回

支給月額

児童の年齢		児童手当の額 (1人当たり月額)
3歳未満	第1子・第2子	15,000円
	第3子以降	30,000円
3歳～高校生年代	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	30,000円

※児童の数は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童と、受給資格者に経済的な負担等がある18歳年度末から22歳年度末の子のうち、年長の子から第1子、第2子、第3子と数えます。

▼現況届について

町で毎年6月1日の状況を確認することができない受給者については、現況届の提出が必要です。対象者の方には6月上旬ごろに通知を送付しますので、提出をお願いします。

※詳細は、町公式ホームページをご覧ください。ただ、子育て支援課へお問い合わせください。

関子育て支援課

☎581・2121内線203・204)

子育て世帯訪問支援事業を実施しています！

町では、家事や育児に不安や負担を抱える、子育て世帯や妊娠中のいる家庭を支援員が訪問し、家事や育児等の支援を行う「子育て世帯訪問支援事業」を実施しています。

▼対象

○寄居町に住民登録がある18歳未満の子どもを養育している方

○妊娠中(産前6週・産後1年の方)

▼支援内容

○家事支援(食事の準備、洗濯、掃除、買い物代行やサポート等)

○育児支援(授乳、入浴や沐浴の介助、おむつ交換、保育所等の送迎、児童の見守り等)

▼利用日時

月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時

※祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く

▼利用回数・時間

1日1回2時間以内

※1回の申請で6カ月間有効(再更新可能)

▼利用方法

①申請書提出

②訪問・調査

③承認

④訪問支援事業利用

⑤利用料支払い

▼利用料

利用世帯区分	利用者負担金	
	利用時間1時間当たり	
生活保護世帯	0円	
市町村民税非課税世帯	350円	
市町村民税所得割課税額77,101円未満の世帯	700円	
産前6週・産後1年の妊娠中のいる世帯(上限10時間まで)	700円	
その他の世帯	1,500円	

申 関 ども家庭センターすくすく
テラス ☎580・4040)



熱中症特別警戒情報・熱中症警戒情報を確認して 熱中症を予防しましょう！

気温や湿度が高く、熱中症になる危険性の高い日には、熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)、または熱中症警戒情報(熱中症警戒アラート)が発表されます。運用期間中はアラートの発表状況を確認し、熱中症にならないよう対策をしましょう。

熱中症特別警戒アラート

過去に例のない危険な暑さが想定され、気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある場合に国が発表します。発表時には、暑さをしのげる場所として利用できる「指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)」が開放されます。

▼発表基準／県内において、すべての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が35(予測値)に達する場合

熱中症警戒アラート

気温が著しく高くなることにより、熱中症による人の健康に係る被害が生じるおそれがある場合に国が発表します。

▼発表基準／県内において、いずれかの暑さ指数情報提供地点における、翌日・当日の日最高暑さ指数が33(予測値)に達する場合

暑さ指数(WBGT)・・・熱中症の発症に関与するとされている、気温、湿度、日射量などに基づいて算出される熱中症予防のための指数

共通

▼運用期間／10月22日(水)まで

▼周知方法／国から発表があり次第、防災行政無線放送、メール配信サービス、町公式Xで情報を発信します。

※熱中症警戒アラートについては、平日に発表があった場合のみ情報発信を行います。

関健康づくり課

☎581・2121内線213)

